

## ○弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱

平成19年12月25日

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の一部負担金の支払が困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この要綱により後期高齢者福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 弥富市障害者医療費支給条例（昭和48年弥富町条例第19号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第2条第2項第1号の規定の適用はないものとする。
- (2) 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年弥富町条例第26号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第2条第2項第2号の規定の適用はないものとする。
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者のうち、前年（1月から7月までの間にあつては、前々年とする。）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額以下であつて、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として戦傷病者の生計を維持するものの前年（1月から7月までの間にあつては、前々年とする。）の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額未満であるもの（所得の範囲及び計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条、第5条及び第8条第3項の規定を準用する。この場合において、この規定中「（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係

るものに限る。）」とあるのは、「（後期高齢者福祉医療費受給資格者の戦傷病者を除く。）」と読み替えるものとする。）

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院患者
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者、同法第20条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者及び入院期間を延長された結核患者並びにこれらと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する中核市の長が認めた者
- (6) 独り暮らしの者であって、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付が行われた日（以下「医療給付日」という。）の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあっては、前年度分とする。次号において同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次号において同じ。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である者
- (7) 常時臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が、医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者
- (8) 弥富市精神障害者医療費支給条例（平成4年弥富町条例第6号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第2条第2項第1号の規定の適用はないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし  
ない。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び  
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定す  
る支援給付を受けている者

(3) 法令の規定によりこの要綱と同等な給付を受けることができる者

（住所地特例）

第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項各号に規定す  
る病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に入  
院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、  
本市の区域外に住所を変更したと認められる受給資格者については、前条第1項  
の規定にかかわらず、受給資格を失わない。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる  
前条第1項に該当する者については、同項の規定にかかわらず、受給資格者とし  
ない。

（受給者証の交付）

第4条 この要綱による後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）の支給  
を受けようとする受給資格者は、あらかじめ後期高齢者福祉医療費受給者証交付  
申請書（第1号様式）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出  
しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であ  
ることを確認したときは、後期高齢者福祉医療費受給者証（第2号様式。以下「受  
給者証」という。）を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（そ  
の者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開  
始日」という。）から開始日以後最初に到来する7月31日（その者がその日まで  
に受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」と  
いう。）までとする。

4 前項の規定にかかわらず、第2条第1号、第2号及び第8号に該当する受給資格者の有効期限は、当該各号において引用する条例に規定する有効期限とする。

5 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、第7条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（受給者証の更新申請等）

第5条 受給者は、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ後期高齢者福祉医療費受給者証更新申請書（第3号様式）に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する受給者証の更新申請について準用する。この場合において、同条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（）」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替えるものとする。

3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

第6条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書（第4号様式）を市長に提出して、その再交付を申請しなければならない。

2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

（医療費の支給）

第7条 市長は、受給者の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付

の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法により算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により医療費として当該医療を受けた受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

（医療費支給申請）

第8条 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、後期高齢者福祉医療費支給申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療費について前条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなければならない。

（医療費の請求）

第9条 第7条第3項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、後期高齢者福祉医療費請求書を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する請求があったときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

（届出の義務）

第10条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から起算して14日以内に後期高齢者福祉医療費受給者等変更届（第6号様式）に、当該変更のあったことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 市の区域内における住所

(3) 当該受給者が受給者と認定されたときに該当するものとされた第2条各号に掲げる要件

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、速やかに後期高齢者福祉医療費受給資格喪失届(第7号様式)により、市長に届け出るとともに、受給者証を返還しなければならない。

3 医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の支給を受け、又は受けようとする者は、速やかに第三者行為による被害届(第8号様式)により、市長に届け出なければならない。

(報告)

第11条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第14条 この要綱により医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(医療費に関する処分の通知)

第15条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(弥富市福祉給付金支給要綱の廃止)

2 弥富市福祉給付金支給要綱（昭和58年。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第3条に規定する支給対象者に該当する者のうち、この要綱の規定による受給資格者に該当しない者については、この要綱の規定による受給資格者に該当するまでの間は、受給資格者とみなす。

4 この要綱の施行の日前に行われた診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(適用除外)

5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

附 則（平成20年11月28日）

この要綱は、平成20年12月1日から施行し、改正後の弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月30日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の弥富市要綱の規定に基づいて作成されている様式の内紙は、改正後の弥富市要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成23年11月28日）

この要綱は、平成23年11月28日から施行する。

附 則（平成26年9月30日）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日）

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日）

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



第1号様式（第4条関係）

後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書					
(宛先) 弥富市長					年 月 日
住所					
申請者					
氏名					
電話番号					
次のとおり後期高齢者福祉医療費受給者証の交付を申請します。					
受給者番号					
受給資格者	住所				
	フリガナ			男・女	生年月日 年 月 日
	氏名			世帯主との続柄	
世帯主	フリガナ			男・女	生年月日 年 月 日
	氏名			男・女	年 月 日
加入医療保険	被保険者氏名		記号・番号		
	保険種別				
	保険者	名称			
		所在地			
	資格取得年月日	年 月 日	付加給付の有無	有 ・ 無	
障害区分	1 身体・知的障害等	6 寝たきり・認知症	交付事由	1 手帳交付 2 転入 3 再判定	
	2 母子・父子家庭	7 精神障害		4 その他 ( )	
	3 戦傷病患者手帳所持	8 独り暮らし		(交付事由発生年月日 年 月 日)	
	4 精神措置入院				
	5 結核勧告入院				
手帳等	記号番号				
	交付年月日	年 月 日	再判定日	年 月 日	
備考	高額医療費及び高額介護合算療養費に該当した場合には、医療費の自己負担分を支払う弥富市が受け取ることに同意します。				
	年 月 日	氏名			

第2号様式（第4条関係）

（表）

		愛知県内のみ有効	
		後期高齢者福祉医療費受給者証	
公費負担者番号			
公費負担医療の受給者番号			
受給者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	男・女
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
発 行 機 関 名 及 び 印	愛知県 弥 富 市 長 		
交 付 年 月 日	年 月 日		

（裏）

注 意 事 項

- 1 この証は、本人以外は使用できません。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 4 氏名又は住所に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

（問い合わせ先）

弥富市役所 健康福祉部 保険年金課  
電 話 番 号 (0567) 65-1111

第3号様式（第5条関係）

後期高齢者福祉医療費受給者証更新申請書						
(宛先) 弥富市長					年 月 日	
住 所			申請者			
氏 名			電話番号			
次のとおり後期高齢者福祉医療費受給者証の更新を申請します。						
受給者番号						
受給者	住 所					
	フリガナ		男・女	生 年 月 日		
	氏 名			年 月 日		
		世帯主との続柄				
世帯主	フリガナ		男・女	生 年 月 日		
	氏 名			年 月 日		
加入医療保険	被 保 険 者 氏 名			記号・番号		
	保 険 種 別					
	保険者	名 称				
		所 在 地				
資格取得年月日		年 月 日		付加給付の有無 有 ・ 無		
障害区分	1 身体・知的障害等		6 寝たきり・認知症		交付事由	
	2 母子・父子家庭		7 精神障害			
3 戦傷病患者手帳所持		8 独り暮らし		1 手帳交付 2 転入 3 再判定 4 その他 ( ) (交付事由発生年月日 年 月 日)		
4 精神措置入院						
5 結核勧告入院						
手帳等	記号番号					
	交付年月日		年 月 日		再判定日 年 月 日	
備考	高額医療費及び高額介護合算療養費に該当した場合には、医療費の自己負担分を支払う弥富市が受け取ることに同意します。					
	年 月 日			氏名		

第4号様式（第6条関係）

後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書 年 月 日 （宛先）弥富市長 住 所 申請者 氏 名 電話番号 次のとおり後期高齢者福祉医療費受給者証の再交付を申請します。	
受 給 者 番 号	
受 給 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
年 月 日	性別
申 請 理 由	1 破 損 2 汚 損 3 紛 失 事情をお書きください。
※再交付年月日	年 月 日

※の欄は、記入しないでください。

第5号様式（第8条関係）

後期高齢者福祉医療費支給申請書					
(宛先) 弥富市長			年 月 日		
住所					
申請者					
氏名					
電話番号					
次のとおり後期高齢者福祉医療費の支給を申請します。					
受給者番号			保険者名		
フリガナ			被保険者番号		
氏名					
生年月日	年 月 日		通院区分	入院 ・ 入院外	
傷病名			療養期間	年 月分	
医療機関	所在地				
	名称				
医療費総額	円				
申請額	円				
申請事由	1 医療保険において療養費等が支給された。 2 県外で医療等を受けた。 3 その他 ( )				
振込先	金融機関名	支店名	口座種別・番号	口座名義人(カナ)	
計 算 方 法					
1	総費用額	円	5	結核・精神その他 公費負担分	( )円
2	法定割合	割	6	家族療養費 付加金	( )円
3	窓口支払分	円	支給 決定額	円	
4	入院 入院外 } の別				

(注) 医療機関の領収書等を添えてください。

第6号様式（第10条関係）

後期高齢者福祉医療費受給者等変更届		
(宛先) 弥富市長		年 月 日
住所 届出者 氏名 電話番号		
次のとおり後期高齢者福祉医療費の受給資格に変更がありました。		
受給者番号		
受給者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
区 分		変更後
氏 名		変更前
住 所		
認定区分	1 身体・知的障害等	
	2 母子・父子家庭	
	3 戦傷病者手帳所持	
	4 精神措置入院	
	5 結核勧告入院	
	6 寝たきり・認知症	
	7 精神障害	
変更年月日	年 月 日	

第7号様式（第10条関係）

後期高齢者福祉医療費受給資格喪失届	
(宛先) 弥富市長	年 月 日
住 所 届出者 氏 名 電話番号	
次のとおり後期高齢者福祉医療費の受給資格を喪失しました。	
受給者番号	
受給者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
年 月 日	年 月 日
喪失理由	1 転出 ( 転出年月日 年 月 日 ) ( 転出先 ) 2 死亡 ( 年 月 日 ) 3 その他 ( )
※ 資格喪失年月日	年 月 日

- (注) 1 受給者証を添えてください。  
 2 ※の欄は、記入しないでください。

第8号様式（第10条関係）

第三者行為による被害届

						年 月 日	
(宛先) 弥富市長		受給者 住所		氏名		電話番号	
次のとおりお届けします。							
事 故	発 生 日	年 月 日	時 分	事 故 発 生 場 所			
事 故 原 因 と 状 況							
被 害 者 名 (受 給 者 名)	受給者番号		職業				
	フリガナ		続柄		性別	男・女	
	氏 名		生年月日		年 月 日		
	被保険者証記号・番号		保険者名				
第 三 者 関 係 者 事 項	運 転 者	氏 名		生年月日		年 月 日	
		住 所					
		職 業		電話番号			
	保 有 者	氏 名		生年月日		年 月 日	
		住 所					
		職 業		電話番号			
		運 転 者 と の 関 係		本人・親族（続柄 ）・事業主・その他（ ）			
	契 約 者	氏 名		生年月日		年 月 日	
		住 所					
		職 業		電話番号			
		運 転 者 と の 関 係		本人・親族（続柄 ）・事業主・その他（ ）			
	自 賠 責 保 險	有	保 險 会 社		証 明 書 番 号		
無							
有		保 險 会 社		支 店 名	課 名	担 当 者 名	
任 意 保 險 (対 人)	有	保 險 会 社					
	無	証 券 番 号		電 話 番 号			
医療機関の所在地・名称（氏名）			傷 病 名		初 診 日	年 月 日	
当 初				保 險 診 療		有・無	
				保 險 診 療 開 始 日		年 月 日	
転 医 後				診 療 見 込 期 間			
				診 療 見 込 金 額		円	

注意 この申請書に次の書類を添付して提出してください。

- 1 委任状 2 事故発生状況報告書 3 交通事故証明書
- 4 委任状兼同意書 5 念書等



第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 4 号様式 (第 6 条関係)

第 5 号様式 (第 8 条関係)

第 6 号様式 (第 10 条関係)

第 7 号様式 (第 10 条関係)

第 8 号様式 (第 10 条関係)